

# 傷害お見舞いサービス規約

この傷害お見舞いサービス規約は、日本直販株式会社が日本直販スマイルサポート会員に対し、第1条に定義する傷害お見舞いサービス（以下「本サービス」といいます）を提供する際に使用する規約です。傷害お見舞いサービスのご利用に際しては、この傷害お見舞いサービス規約（以下「本規約」といいます）が適用されます。

## 1. (定義)

本特約での用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に発生する中毒症状を含みます。ただし次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ① 細菌性食中毒
  - ② ウィルス性食中毒
  - ③ 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状
- (2) 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
- (3) 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (4) 「被保険者」とは、本サービスにより付保された保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいいます。
- (5) 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (6) 「普通保険約款」とは、本サービスで提供する保険契約により補償サービスの原則的な事項を定めたものです。
- (7) 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- (8) 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。
- (9) 「競技等」とは、競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。

（注1） 競技、競争、工業には、いずれもそのための練習を含みます。

（注2） 試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

## 2. (本サービスの提供開始)

当社は、お客様が日本直販スマイルサポート会員の申し込みを行い、当社が受理した日の翌日午前0時以降から本サービスの提供を開始します。

## 3. (利用料)

別途本サービスの利用料はかかりません。

## 4. (サービス対象事由)

当社は、次の各号のいずれかに該当することを対象事由として、契約保険会社の普通保険約款および傷害補償特約に従い、日本直販スマイルサポート会員にお見舞い金を支払います。

- ① 日本直販スマイルサポート会員が日常生活において傷害により死亡された場合
- ② 日本直販スマイルサポート会員が日常生活において傷害により後遺障害を負った場合

## 5. (お見舞い金の額)

- (1) 死亡の場合 10 万円
- (2) 後遺障害の場合 後遺障害の程度により 10 万円 X 4~100% (別表 1)

## 6. (保険対象期間)

- (1) 日本直販スマイルサポート会員となった日の翌日午前 0 時より本サービスの対象となります。
- (2) ただしお客様が何らかの理由で日本直販スマイルサポート会員の加入を中止した場合には、その時点をもって本サービスは終了します。日本直販スマイルサポート退会後は、日本直販スマイルサポート会員期間中の事故であっても、本サービスの提供を受ける事はできません。

## 7. (免責事項)

次の事象 1 事象 2 もしくは事象 3 のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては本サービスは適用されないものとします。

### 事象 1

- ① 被保険者の故意もしくは重大な過失
- ② 被保険者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
  - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 被保険者が道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 保険会社が傷害保険金を支払うべき障害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 本条事象 1 9. から 11. までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑬ 本条事象 1 11. 以外の放射線照射または放射能汚染

### 事象 2

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなる時でも、本サービスは適用しません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水。ただし、入浴中の溺水が本サービスを適用すべき傷害によって発生した場合には、本サービスを適用します。
- ③ 被保険者の誤嚥によって発生した肺炎。この場合誤嚥の原因がいかなるときでも、本サービスは適用しません。

### 事象3

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行なっている間
- ② 被保険者の職業が別表3に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
  - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし本条③ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、本サービスの対象とします。
  - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし本条③ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、本サービスの対象とします。
  - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間。

## 8. (個人情報のお取り扱いについて)

当社はお客様から提供していただいた個人情報を適切に保管し本サービスを提供します。また本サービス提供の際、以下の場合に限り、当社の責任においてサービス事業協力会社（サービス提供会社・金融機関・組合・保険会社）へお客様の個人情報を提供します。

- ① 保険請求に際して事業協力会社との個人情報の共有が必要となる場合
- ② 保険会社への請求の際に個人情報の提供が必要となる場合

## 9. (解除)

- (1) お客様は当社に対する書面による通知をもって、本サービスを解除することができます。
- (2) 当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、書面による通知によって本サービスを解除することが出来ます。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、実質的に関与していると認められること。
- (3) 前項の規定による解除が本サービス対象事象の後になされた場合でも、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した対象事象については、当社は本サービスを行いません。この場合に既に本サービスを行っていた時には、当社は本サービス支払額の返還を請求する事が出来るものとします。

## 10. (その他注意事項)

日本直販スマイルサポート会員のお申し込みをいただいた時点で本規約および当社ホームページに掲載した保険会社の普通保険約款にご同意をいただいたものとします。

なお、本サービスは死亡・後遺障害のみを対象としており、保険会社の普通保険約款第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）、第7条（傷害通院保険金の計算）の項目は本サービスの対象外となります。

### 1 1. (保険会社との契約)

当社は本サービスを対象とする保険契約を締結しており、その場合の保険金請求については当社もしくは事業協力会社がお客様の同意を得てお客様に代わって手続きを行う場合があります。

### 1 2. (本規約の変更)

- (1) 当社は本規約の趣旨に反しない範囲で、法令もしくはサービス規約等の変更に伴う変更を行うことがあります。
- (2) 本規約変更の場合には、変更後にご加入いただくお客様より、変更後の規約が適用されるものとします。
- (3) 前1項に基き本規約を変更する場合には、当社のホームページその他適切な方法により、変更の内容を事前に周知することとします。

### 1 3. (合意管轄)

本規約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2026年2月2日制定)

別表 1

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	59%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したのものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> </ul>	34%

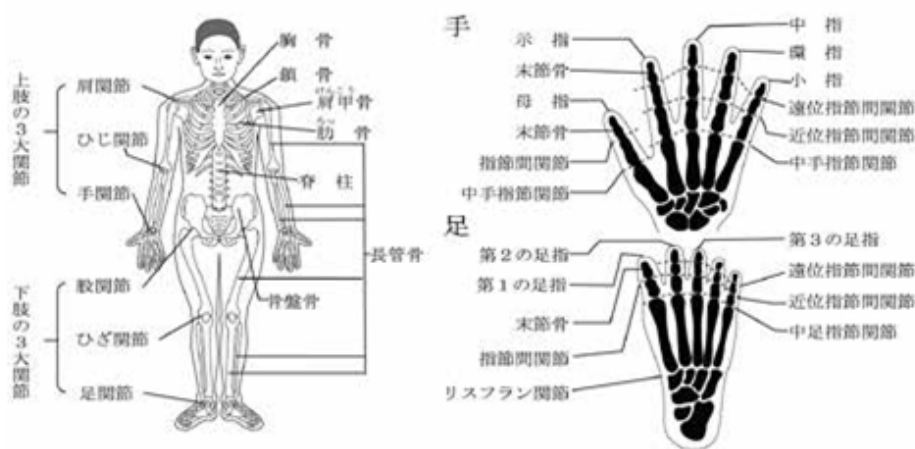
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残す</li> </ul>	15%

	<p>もの</p> <p>(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7)脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8)1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	
第12級	<p>(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8)長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9)1手の小指を失ったもの</p> <p>(10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12)1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの</p> <p>(13)局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14)外貌に醜状を残すもの</p>	10%
第13級	<p>(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3)正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7)1手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9)1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>	7%
第14級	<p>(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p>	4%

	<p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	
--	--	--

(注 1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注 2) 関節等の説明図



### 別表 2

山岳登はん（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注 1）山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングは含みません。

（注 2）航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

（注 3）航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

（注 4）超軽量動力機とは、モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

### 別表 3

オートテスター（注 1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注 2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注 3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注 1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。

（注 2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。

（注 3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。